



# 三重県公報

平成29年9月29日（金）

第 2942 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
677	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
678	同件	( 同 )	3
679	同件	( 同 )	4
680	同件	( 同 )	5
681	同件	( 同 )	6
<b>訓 令</b>			
6	三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令	( 人 事 課 )	7
<b>公 告</b>			
	肥料取締法の規定による肥料の登録	( 農 産 園 芸 課 )	16
	肥料取締法の規定による肥料の登録有効期間の更新	( 同 )	17
	平成29年度前期技能検定1級、2級、3級（金属熱処理）及び単一等級に合格した者	( 雇 用 対 策 課 )	17
	公共測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	18
	開発行為の公共施設に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	18
	同件	( 同 )	18
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	( 病 院 事 業 庁 )	19

告 示
-----

## 三重県告示第 677 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 9 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

久居インターガーデン（Aブロック）  
津市久居明神町字風早 2370 ほか 43 筆

## 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	川村 嘉則
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目 3 番 23 号	佐藤 隆

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	橘 正喜
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目 3 番 23 号	佐藤 隆

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地	佐藤 健司
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町三丁目 9 番 14 号	田中 公雄
服部 まち子	津市久居新町 653-3	—
株式会社宮脇カルチャースペース	香川県高松市朝日新町 15 番 11	宮脇 範次

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地	兼子 義之
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町三丁目 9 番 14 号	田中 公雄
株式会社宮脇カルチャースペース	香川県高松市朝日新町 15 番 11	宮脇 範次

## 3 変更年月日

平成 29 年 6 月 27 日

## 4 変更理由

- 2 (1) 設置する者の代表者の変更のため  
2 (2) 小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者変更のため

## 5 届出の日

平成 29 年 9 月 11 日

- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
平成29年9月29日から平成30年1月29日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

### 三重県告示第678号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成29年9月29日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
久居インターガーデン（Bブロック）  
津市久居明神町字風早 2381-2 ほか 30 筆

#### 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	川村 嘉則
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目3番23号	佐藤 隆

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	橋 正喜
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目3番23号	佐藤 隆

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	住所	代表者の氏名
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青山 理
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	白土 孝
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東 4-29-8	舟橋 浩司
ケーヨー株式会社	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号	醍醐 茂夫

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青山 理
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	白土 孝
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	舟橋 浩司
ケーヨー株式会社	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号	醍醐 茂夫

#### 3 変更年月日

- 2 (1) 平成29年6月27日  
2 (2) 平成29年7月1日

#### 4 変更理由

- 2 (1) 設置する者の代表者の変更のため  
 2 (2) 小売業を行う者の住所変更のため
- 5 届出の日  
 平成 29 年 9 月 11 日
- 6 届出等の縦覧場所  
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
 平成 29 年 9 月 29 日から平成 30 年 1 月 29 日まで  
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

### 三重県告示第 679 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 9 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 久居インターガーデン（Cブロック）  
 津市久居明神町字風早 2488-1 ほか 38 筆

#### 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前)

名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	川村 嘉則
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目 3 番 23 号	佐藤 隆

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	橘 正喜
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目 3 番 23 号	佐藤 隆

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4	榑原 栄一
株式会社動物館アイドル 3	津市中央 8-11	杉本 三省
株式会社マスダ	松阪市湊町 117-1	世古 俊子
コネクシオ株式会社	東京都新宿区西新宿八丁目 17-1	井上 裕雄
株式会社パスポート	東京都品川区西五反田七丁目 22 番 17 号	水野 純

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4	杉浦 克典
株式会社動物館アイドル 3	津市中央 8-11	杉本 三省
株式会社マスダ	松阪市湊町 117-1	世古 俊子

コネクシオ株式会社	東京都新宿区西新宿八丁目 17-1	井上 裕雄
株式会社パスポート	東京都品川区西五反田七丁目 22 番 17 号	柘植 圭介

- 3 変更年月日  
平成 29 年 6 月 27 日
- 4 変更理由  
2 (1) 設置する者の代表者の変更のため  
2 (2) 小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者変更のため
- 5 届出の日  
平成 29 年 9 月 11 日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
平成 29 年 9 月 29 日から平成 30 年 1 月 29 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

### 三重県告示第 680 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 9 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
桑名サンシパーク（Bゾーン）  
桑名市大字大仲新田字屋敷 152 番地ほか 53 筆
- 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	名称	住所	代表者の氏名
変更前	三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	川村 嘉則
変更後	三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	橘 正喜

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

名称	住所	代表者の氏名
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号	青山 理
株式会社ファーストリテイリング	山口県山口市佐山 717 番地 1	柳井 正
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266-1	大村 禎史
株式会社ジャックコーポレーション	石川県金沢市久安二丁目 335 番地	村谷 淳
株式会社ワンダーコーポレーション	茨城県つくば市西大橋 599 番地	日下 孝明

（変更後）

名称	住所	代表者の氏名
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号	青山 理
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山 717 番地 1	柳井 正
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266-1	大村 禎史

株式会社ジャックコーポレーション	石川県金沢市久安二丁目 335 番地	金子 崇史
株式会社ワンダーコーポレーション	茨城県つくば市西大橋 599 番地	高田 修

- 3 変更年月日  
平成 29 年 6 月 27 日
- 4 変更理由  
2 (1) 設置する者の代表者の変更のため  
2 (2) 小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者変更のため
- 5 届出の日  
平成 29 年 9 月 11 日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
平成 29 年 9 月 29 日から平成 30 年 1 月 29 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 681 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 9 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ブライトガーデン明和  
多気郡明和町大字中村字宇路津 1266-1 ほか 13 筆
- 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	名称	住所	代表者の氏名
変更前	三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	川村 嘉則
変更後	三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	橘 正喜

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番 4 号	榊原 栄一
株式会社日本オプティカル	愛知県名古屋市中区則武新町二丁目 22 番 7 号	高野 博通
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号	青山 理
株式会社丸栄商店	伊勢市宮後一丁目 4-24	坂倉 建夫
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266-1	大村 禎史
株式会社ワンゾーン	東京都千代田区九段北 1-13-12	桑原 尚郎
株式会社ダイヤモンドテレコム	東京都中央区新川町一丁目 3 番 17 号 新川三幸ビル 9F	浅見 公一
多気郡農業協同組合	多気郡明和町坂本 1240-3	長井 雅美

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名

株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番 4 号	杉浦 克典
株式会社日本オプティカル	愛知県名古屋市中区則武新町二丁目 22 番 7 号	前田 貴志
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号	青山 理
株式会社丸栄商店	伊勢市宮後一丁目 4-24	坂倉 建夫
株式会社兼松コミュニケーションズ	東京都渋谷区代々木三丁目 22 番 7 号	菊地 孝
多気郡農業協同組合	多気郡明和町大字斎宮 1831 番地の 21	西井 正

- 3 変更年月日  
平成 29 年 6 月 27 日
- 4 変更理由  
2 (1) 設置する者の代表者の変更のため  
2 (2) 小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者変更のため
- 5 届出の日  
平成 29 年 9 月 11 日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
平成 29 年 9 月 29 日から平成 30 年 1 月 29 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**訓 令**

三重県訓令第 6 号

庁 中 一 般  
地 域 機 関

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成 29 年 9 月 29 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令  
三重県職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和 53 年三重県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。  
別表の 1 の表を次のように改める。

1 一般職員関係

部	機 関	職 員	品 目	数 量	期 間
1 各部	各機関	(1) 災害対策本部及び地方 災害対策部の業務に従事 する職員のうち、災害対 策課長が定める職員	防災服（上下）	1	別に定め る。
			帽子	1	
		ベルト	1		
		Tシャツ	1		
		保安靴	1		
		(2) 下記業務に従事する 職員（技術専門員又は 特に担当部局長が必要 と認める者に限る。） イ 自動車運行管理業 務に従事する者 ロ 施設管理業務に従 事する者	作業服（上下）	1	1
			夏シャツ	1	2
			ゴム長靴	1	5
2 防災対策部	防災対策部	(1) 高圧ガス保安法（昭 和26年法律第204号）、	作業服（上下）	1	2

		消防法（昭和23年法律第186号）及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく検査等にに従事する者			
		(2) 防災ヘリコプターに搭乗し、防災業務に従事する者	作業服（上下） 防寒服 耐寒服 飛行服 帽子（夏） 帽子（冬）	1 1 1 1 1 1	1 3 4 1 3 3
3 総務部	(1) 総務部	(1) 現場業務に従事する職員であつて、特に総務部長が必要と認める者	作業服（上） 作業服（下） 防寒服	1 1 1	別に定める。 5
		(2) 機械技師 電気技師 （保守管理業務に従事する者に限る。）	作業服（上） 作業服（下） ズック靴	1 1 1	2 1 1
		(3) 建築技師 機械技師 電気技師 土木技師 （管財課において、(2)に掲げる者を除く。）	作業服（上下） 防寒服 ゴム長靴	1 1 1	2 5 5
		(4) 軽油調査の業務に従事する者	作業服（上下） 防寒服	1 1	2 5
		(5) 高速コピー業務に従事する職員（技術専門員又は特に総務部長が必要と認める者に限る。）	作業服（上下）	1	1
		(6) リサイクル・シュレッダー業務に従事する職員（技術専門員又は特に総務部長が必要と認める者に限る。）	作業服（上下） 夏シャツ 防寒服 雨ガッパ	1 1 1 1	1 2 5 2
		(7) 自動車運行管理業務に従事する職員（技術専門員又は特に総務部長が必要と認める者に限る。）	作業服（上下） 夏シャツ ゴム長靴 防寒服 雨ガッパ	1 1 1 1 1	1 2 5 5 2
		(2) 県税事務所	軽油調査の業務に従事する者	作業服（上下） 防寒服	1 1
(3) 地域防災総合事務所 地域活性化局	自動車運行業務に従事する職員（技術専門員又は特に総務部長が必要と認める者に限る。）	作業服（上下） 夏シャツ ゴム長靴 防寒服 雨ガッパ	1 1 1 1 1	1 2 5 5 2	
4 健康福祉部	(1) 健康福祉部	食品衛生監視員	白衣	1	2



		又は 作業服（上下）	1	2
(2) 保健所	(1) 医療業務に従事する 医師	白衣	1	1
	(2) 放射線照射業務に従 事する診療エックス線技 師又は診療放射線技師	白衣 作業服（下）	1 1	1 1
	(3) 栄養指導業務に従事 する栄養士	白衣 又は エプロン 帽子	1 1 1	1 1 1
	(4) 衛生又は臨床検査業 務に従事する化学技師、 衛生検査技師又は臨床検 査技師	白衣 作業服（下）	2 1	1 1
	(5) 食品衛生監視員 薬事監視員	白衣 又は 作業服（上下）	1 1	2 2
	(6) 保健指導業務に従事 する保健師又は看護師	白衣 予防衣 又は エプロン	1 1 1	1 1 1
	(7) 狂犬病予防員（獣医 師）	作業服（上下）	1	2
(3) 松阪食肉衛生検査 所	と畜検査員	白衣（長）	1	1
		白衣（半）	3	1
		白ズボン	3	1
		ゴム長靴	3	1
		ゴム前掛	3	1
		帽子	2	1
		ビニールガッパ	6	1
(4) 動物愛護推進セン ター	(1) 獣医師	作業服（上下）	1	1
		防寒服	1	5
		白衣（長）	1	1
		白衣（半）	1	1
		白ズボン	2	1
	ゴム長靴	1	1	
(2) 事務を掌る職員	作業服（上下） 防寒服 ゴム長靴	1 1 1	1 5 1	
(5) 児童相談センター	(1) 児童指導業務に従事 する者	トレーニングシャツ	1	2
		トレーニングパンツ	1	1
	(2) 判定担当職員	トレーニングシャツ トレーニングパンツ	1 1	3 3
(6) 保健環境研究所	衛生分野の試験研究に従事 する者	白衣	2	1
		作業服（下）	1	1
		又は 作業服（上）	1	1

		作業服（下）	1	1
(7) 国児学園	児童自立支援専門員 児童生活支援員 福祉技術専門員 (職業指導業務に従事する者に限る。)	トレーニングシャツ トレーニングパンツ	1 1	2 1
(8) 障害者相談支援センター	看護師	白衣	1	1
(9) 子ども心身発達医療センター	(1) 医師 薬剤師 診療エックス線技師 診療放射線技師 マッサージ師	白衣及び白ズボン 又は トレーニングシャツ及びトレーニングパンツ	1 1	1 1
	(2) 衛生検査技師 臨床検査技師	白衣及び白ズボン 又は トレーニングシャツ及びトレーニングパンツ	2 1	1 1
	(3) 看護師 准看護師 (女性職員に限る。)	白衣及び白ズボン 又は トレーニングシャツ及びトレーニングパンツ	2 1	1 1
		エプロン	2	1
		白靴	2	1
	(4) 看護師 准看護師 (男性職員に限る。)	白衣及び白ズボン 又は トレーニングシャツ及びトレーニングパンツ	2 1	1 1
		白靴	2	1
	(5) 児童指導業務及び生活指導業務に従事する者	白衣 又は トレーニングシャツ 白ズボン	2 1 2	1 1 1
		又は トレーニングパンツ	1	1
		白靴	2	1
(6) 栄養士		白衣 又は エプロン 帽子 ゴム長靴 又は 白靴	2 2 1 1 1	1 1 3 3
(7) 事務を掌る職員	トレーニングシャツ 又は 作業服（上）	1 1	2 2	
(8) 自動車運転管理業務に従事する職員（技術専門員又は特に健康福	作業服（上下） 又は 白衣	1 1	1 1	

		社部長が必要と認める者に限る。)	夏シャツ ゴム長靴	1 1	2 5
		(9) 介助・療育活動業務に従事する職員（技術専門員又は特に健康福祉部長が必要と認める者に限る。)	白衣及び白ズボン 又は トレーニングシャツ及び トレーニングパンツ 又は エプロン 白靴	2 1 2 2	1 1 1 1
		(10) 食育業務に従事する職員（技術専門員又は特に健康福祉部長が必要と認める者に限る。)	白衣及び白ズボン 帽子 白靴	2 1 1	1 1 1
	(10) 公衆衛生学院	歯科衛生士	白衣（半）及び白ズボン	1	1
	(11) こころの健康センター	医師 保健師 心理技術者 精神科ソーシャルワーカー	白衣	1	1
5	環境生活部	(1) 環境生活部	(1) 電気技師 建築技師 土木技師 （保守管理業務、工事監督業務等に従事する者に限る。)	作業服（上下） ブック靴 防寒服	1 1 1 2 3 2 2 2 3 3 5
		(2) 環境影響評価に係る現場調査に従事する者	作業服（上下） ゴム長靴	1 1	3 3
		(3) 水道事業認可に係る現場調査に従事する者	作業服（上下）	1	2
		(4) 地盤沈下対策に係る水準測量に従事する者	作業服（上下）	1	2
		(5) 産業廃棄物の監視指導に従事する者	作業服（上下） 安全靴 ゴム長靴 防寒服	1 1 1 1	2 3 3 5
		(6) 現場業務に従事する職員であつて、特に環境生活部長が必要と認める者	作業服（上下）	1	2
	(2) 地域防災総合事務所 地域活性化局	(1) 環境衛生指導員	作業服（上） 作業服（下） ゴム長靴	1 1 1	2 1 3
		(2) 現場業務に従事する職員	作業服（上） 作業服（下） ゴム長靴	1 1 1	2 1 3
		(3) 現場業務に従事する	防寒服	1	5

		職員であつて、特に環境生活部長が必要と認める者			
	(3) 保健環境研究所	環境分野の試験研究に従事する者	白衣 又は 作業服（上） 作業服（下） 安全靴 ゴム長靴 運動靴 防寒服	1 1 2 1 1 1 1	1 1 1 5 3 1 5
	(4) 斎宮歴史博物館	発掘作業に従事する者	作業服（上） 作業服（下） ゴム長靴 防寒服	1 1 1 1	2 1 3 5
6	地域連携部	地域連携部 土地取引指導の業務に従事する者	作業服（上下）	1	3
7	(1) 農林水産部	(1) 漁業環境課において漁業取締業務に従事する職員	作業服（上） 作業服（下） ゴム長靴	1 1 1	別に定める。 3
		(2) 漁業取締船に乗務する職員	夏シャツ ゴム長靴 防寒服 雨ガッパ 帽子 取締用制服（上） 取締用制服（下）	1 1 1 1 1 1 2	1 2 5 2 2 2 2
		(3) 水産業普及指導員	作業服（上） 作業服（下） ゴム長靴	1 1 1	別に定める。 3
		(4) 現場業務に従事する職員であつて、特に農林水産部長が必要と認める者	作業服（上） 作業服（下） 防寒服 ゴム長靴 雨ガッパ	1 1 1 1 1	別に定める。
	(2) 農政事務所 農林事務所 農林水産事務所	(1) 現場業務に従事する職員	作業服（上） 作業服（下） ゴム長靴	1 1 1	別に定める。 3
		(2) 現場業務に従事する職員であつて、特に農林水産部長が必要と認める者	防寒服	1	5
	(3) 病虫害防除所	技術を掌る職員	作業服（上） 作業服（下） ゴム長靴 防寒服	1 1 1 1	別に定める。 2 5
	(4) 家畜保健衛生所	技術を掌る職員	作業服（上下）  白衣	1  1	別に定める。  1

		ゴム長靴	1	2
		防寒服	1	5
(5) 農業研究所	(1) 技術を掌る職員（企画調整業務に従事する職員を除く。）	作業服（上）	1	2
		作業服（下）	1	1
		又は 白衣	1	1
		ゴム長靴	1	2
		又は 地下たび	1	1
	(2) 機械操作業務に従事する職員（技術専門員又は特に農林水産部長が必要と認める者に限る。）	作業服（上）	1	1
		作業服（下）	3	1
		夏シャツ	1	1
		安全靴	1	3
		雨ガッパ	1	2
		ゴム長靴	1	2
		防寒服	1	5
(3) (2)の職員以外の現場業務に従事する職員（技術専門員又は特に農林水産部長が必要と認める者に限る。）	帽子（保護帽）	1	5	
	運動靴	1	1	
	作業服（上）	1	1	
	作業服（下）	3	1	
	夏シャツ	1	1	
	雨ガッパ	1	2	
	帽子	1	2	
(6) 畜産研究所	(1) 技術を掌る職員	ゴム長靴	1	2
		又は 地下たび	1	1
		作業服（上）	1	2
		作業服（下）	1	1
		又は 白衣	1	1
	(2) 機械操作業務に従事する職員（技術専門員又は特に農林水産部長が必要と認める者に限る。）	ゴム長靴	1	2
		安全靴	1	3
		雨ガッパ	1	2
		ゴム長靴	1	2
		防寒服	1	5
		帽子（保護帽）	1	5
		運動靴	1	1
(3) (2)の職員以外の現場業務に従事する職員（技術専門員又は特に農林水産部長が必要と認める者に限る。）	防寒服	1	5	
	作業服（上）	1	1	
	作業服（下）	3	1	
	夏シャツ	1	1	
	雨ガッパ	1	2	
		帽子	1	2
		ゴム長靴	1	0.5

		防寒服	1	5
(7) 林業研究所	(1) 技術を掌る職員（企画調整業務に従事する職員を除く。）	作業服（上）	1	2
		作業服（下） 又は 白衣 ゴム長靴	1 1 1	1 1 2
(7) 林業研究所	(2) 現場業務に従事する職員（技術専門員又は特に農林水産部長が必要と認める者に限る。）	作業服（上）	1	1
		作業服（下） 夏シャツ 雨ガッパ（ゴム引） 帽子（保護帽） ゴム長靴 運動靴 防寒服	3 1 1 1 1 1 1	1 1 2 5 2 0.5 5
(8) 水産研究所	(1) 技術を掌る職員（企画調整業務に従事する職員を除く。）	作業服（上）	1	2
		作業服（下） 又は 白衣 ゴム長靴 防寒服	1 1 1 1	1 1 2 5
	(2) 船長 機関長 通信士	作業服（上下） 夏シャツ ゴム長靴 防寒服 雨ガッパ 帽子	1 1 1 1 1 1	1 1 2 5 2 2
(8) 水産研究所	(3) 現場業務に従事する職員（技術専門員又は特に農林水産部長が必要と認める者に限る。）	作業服（上）	1	1
		作業服（下） 夏シャツ 雨ガッパ（ゴム引） 帽子（保護帽） ゴム長靴 防寒服	3 1 1 1 1 1	1 1 2 2 2 5
(9) 地域農業改良普及センター 中央農業改良普及センター	農業普及指導員	作業服（上）	1	別に定める。
		作業服（下） ゴム長靴 防寒服	1 1 1	
(10) 農業大学校	(1) 技術を掌る職員	作業服（上）	1	別に定める。
		作業服（下） 又は 白衣 ゴム長靴 又は 地下たび	1 1 1 1 1	
(10) 農業大学校	(2) 機械操作業務に従事する職員（技術専門員又は特に農林水産部長が必要と認める者に限る。）	作業服（上）	1	別に定める。
		作業服（下） 夏シャツ 安全靴 雨ガッパ	1 1 1 1	

			ゴム長靴	1	2
			防寒服	1	5
			帽子（保護帽）	1	5
			運動靴	1	1
8 雇用経済部	(1) 計量検定所	計量事務に従事する者	作業服（上）	1	別に定める。
			作業服（下）	1	
			安全靴	1	
	(2) 工業研究所	技術を掌る職員（企画調整業務に従事する職員を除く。）	作業服（上）	1	1
			作業服（下）	1	1
			又は 白衣	1	1
			安全靴（別に定める職の職員に限る。）	1	3
	(3) 津高等技術学校	職業訓練指導員	作業服（上）	1	1
			作業服（下）	1	1
			夏シャツ	1	1
			帽子	1	1
			安全靴（別に定める科の職員に限る。）	1	2
9 県土整備部	(1) 県土整備部	(1) 開発許可及び建築確認等に係る現場業務に従事する技術を掌る職員であつて、特に県土整備部長が必要と認める者	ゴム長靴	1	5
		(2) (1)以外の現場業務及び水防業務に従事する職員であつて、特に県土整備部長が必要と認める者	作業服（上）	1	別に定める。
		作業服（下）	1		
		防寒服	1	5	
	(2) 建設事務所	(1) 現場業務及び水防業務に従事する職員であつて、特に県土整備部長が必要と認める者	作業服（上）	1	別に定める。
			作業服（下）	1	
			防寒服	1	
		(2) 自動車運行管理業務に従事する職員（技術専門員又は特に県土整備部長が必要と認める者に限る。）	作業服（上下）	1	1
			夏シャツ	1	1
			運動靴	1	0.5
		ゴム長靴	1	2	
	防寒服	1	5		
		雨ガッパ	1	2	
	(3) ダム管理業務に従事する職員（技術専門員又は特に県土整備部長が必要と認める者に限る。）	作業服（上）	1	1	
		作業服（下）	2	1	
		夏シャツ	2	2	
		雨ガッパ（ゴム引）	1	2	
		帽子（保護帽）	1	5	
		帽子（略帽）	1	1	
		ゴム長靴	1	2	
		運動靴	1	1	
		保安靴	1	2	
		防寒服	1	5	
	(4) 港湾管理業務に従事	作業服（上）	1	1	

		する職員(技術専門員又は特に県土整備部長が必要と認める者に限る。)	作業服(下)	2	1	
			夏シャツ	1	1	
			雨ガッパ(ゴム引)	1	2	
			帽子(保護帽)	1	5	
			帽子(略帽)	1	1	
			ゴム長靴	1	2	
			運動靴	1	1	
			保安靴	1	2	
			防寒服	1	5	
			(5) パトロール業務に従事する職員(技術専門員又は特に県土整備部長が必要と認める者に限る。)	作業服(上)	1	1
			作業服(下)	2	1	
			夏シャツ	2	2	
雨ガッパ(ゴム引)	1	2				
帽子(保護帽)	1	5				
帽子(略帽)	1	1				
ゴム長靴	1	2				
運動靴	1	0.5				
保安靴	1	2				
防寒服	1	5				
(3) 流域下水道事務所	現場業務及び水防業務に従事する職員であつて、特に県土整備部長が必要と認める者	作業服(上)	1	別に定め		
		作業服(下)	1	る。		
		防寒服	1	5		

附 則

- この訓令は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- この訓令の施行の日前に改正前の三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の規定により貸与した被服等は、改正後の三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の規定により貸与した被服等とみなす。

公 告

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 7 条の規定により、次の肥料を登録しました。

平成 29 年 9 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	生産業者		登録年月日
			窒素全量	りん酸全量	加里全量		氏名又は名称	住所	



三重県 第 1306 号	混合有機質肥料	HN ジャーム粕	4.5	3.0	2.2	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	辻製油株式会社	松阪市嬉野新屋庄町 565 番地の 1	平成 29 年 3 月 27 日
三重県 第 1307 号	魚かす粉末	8.0 魚かす粉末	8.0	9.0		該当なし	株式会社服部	四日市市広永町 577 番地	平成 29 年 7 月 10 日

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新しました。

平成 29 年 9 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)				その他の規格	生産業者		更新後の登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分		氏名又は名称	住所	
三重県 第 1215 号	ごま油及びその粉末	九鬼ごま油かす粉末	6.0	2.0	1.0		該当なし	九鬼産業株式会社	四日市市尾上町 11 番地	平成 35 年 4 月 14 日
三重県 第 1259 号	副産物植物質肥料	大豆蛋白発酵肥料豆の恵み	4.5				該当なし	サンジルス醸造株式会社	桑名市明正通 1-572-1	平成 35 年 4 月 17 日
三重県 第 1145 号	炭酸カルシウム肥料	54.0 炭酸カルシウム肥料				54.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	日東粉化工業株式会社	大阪府大阪市西淀川区佃 7 丁目 2 番 12 号	平成 35 年 5 月 28 日

平成 29 年度前期技能検定 1 級、2 級、3 級（金属熱処理）及び単一等級に合格した者は、次のとおりです。

平成 29 年 9 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

「次」は省略し、合格者の受検番号を三重県職業能力開発協会（津市栄町 1 丁目 954 番地 三重県栄町庁舎 4 階）に備え置いて縦覧に供します。

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 9 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（砂防基盤図作成）
  - 2 作業期間  
平成 29 年 9 月 25 日から平成 30 年 1 月 9 日まで
  - 3 作業地域  
度会郡度会町川口、同町栗原、同町日向、同町小川、同町駒ヶ野、同町火打石、同町中之郷及び同町五ヶ町
- 

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為の公共施設に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 29 年 9 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
亀山市白木町字西大谷 1672 ほか 1197 筆  
（第 4-5 工区の一部）
  - 2 公共施設の種類  
道路（測点No.0+5.596～No. 9+18.0 までの区間）
  - 3 位置及び区域  
亀山市白木町字西大谷地内
  - 4 許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府大阪市中央区北浜 4 丁目 5-33  
住友商事株式会社  
大阪不動産建設部長 植 松 久 裕
  - 5 工事完了年月日  
平成 29 年 9 月 8 日
- 

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為の公共施設に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 29 年 9 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
亀山市白木町字西大谷 1672 ほか 1197 筆  
（第 4-6-2 工区の一部）
- 2 公共施設の種類  
道路（車道部のみ）
- 3 位置及び区域  
亀山市白木町字西大谷地内
- 4 許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府大阪市中央区北浜 4 丁目 5-33  
住友商事株式会社  
大阪不動産建設部長 植 松 久 裕
- 5 工事完了年月日  
平成 29 年 9 月 8 日

**特定調達公告**

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成11年三重県病院事業庁管理規程第15号）第5条の規定により公告します。

平成29年9月29日

三重県病院事業庁長 長谷川 耕一

**1 入札に付する事項****(1) 購入物品及び数量**

I V R 対応血管造影撮影装置一式の購入

**(2) 購入物品の特質等**

購入物品の性能等に関し、三重県病院事業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

**(3) 納入期限**

平成30年3月20日（火）

**(4) 納入場所**

三重県立志摩病院（三重県志摩市阿児町鶴方1257）

**2 入札参加者及び落札者に必要な資格****(1) 競争入札参加資格**

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

**(2) 落札資格**

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 該当の案件を履行するにあたり、高度管理医療機器等販売業の許可を有している者であること。

**3 入札に関する事項**

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

**4 入札者に求められる義務**

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を平成29年10月30日（月）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証

## 明書

(5) 高度管理医療機器等販売業の許可証の写し

## 5 入札手続等に関する事項

## (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県病院事業庁県立病院課企画・財務班 担当 近藤  
電話 059-224-2350 ファクシミリ 059-224-2349

## (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

## (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

## (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成 29 年 11 月 9 日（木）まで調達システムにより提供します。

## (5) 入札参加資格確認結果の通知

平成 29 年 11 月 2 日（木）までに通知します。

## (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 29 年 11 月 9 日（木）15 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 29 年 11 月 9 日（木）15 時

なお、入札書は平成 29 年 10 月 31 日（火）から同年 11 月 9 日（木）15 時までの間に到着するように郵送してください。

## 送付先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
宛 先 三重県庁内郵便局留め  
受取人 三重県病院事業庁県立病院課企画・財務班  
案件名 I V R 対応血管造影撮影装置一式の購入入札書在中

## (7) 開札の日時及び場所

日時 平成 29 年 11 月 9 日（木）15 時 10 分

場所 三重県津市広明町 13 番地  
三重県病院事業庁県立病院課

## (8) 入札方法等に関する事項

## ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

## イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県病院事業庁会計規程（平成 19 年三重県病院事業庁管理規程第 2 号。以下「規程」といいます。）第 127 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

## ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第

174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、) が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規程第 135 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第 135 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県病院事業庁長が判断した入札者であって、規程第 125 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第 131 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 6 その他

#### (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限り、ます。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

#### (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

### 7 Summary

#### (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Purchase a set of IVR-compliant angiography system

#### (2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, November 9, 2017.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, October 31, 2017 and 3:00 P.M. on Thursday, November 9, 2017.

#### (3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Thursday, November, 9, 2017.

#### (4) Managing Authority :

Prefectural Hospital Division, Mie Prefectural Hospital Agency

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2350 (Japanese only)

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---